

## 令和6年度大治町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針は、本町が発注する物品等の調達に対し適用する。

### 4 調達の対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、愛知県内に住所を有する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する事業所
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者及び第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

### 5 調達を推進する物品等

本町が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

## 6 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、前年度以上に障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

## 7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報収集に努め、各課等に対して情報提供を行うものとする。
- (2) 各課等は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等への発注可能な物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (3) 各課等は、これまで障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努めるものとする。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の作成又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績の概要を取りまとめたときは、町ホームページ等により速やかに公表する。